



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年6月14日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛 島 方 子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

野中建築事務所は、令和4年11月8日に岐阜県警察本部（装備施設課）と締結した「川辺交番改修工事の実施設計」について、業務の履行が不可能となったとして、令和5年2月13日に契約解除の申し出をした。

これを受け岐阜県警察本部（装備施設課）は令和5年2月15日に同社との契約を解除した。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第1第4号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

野中建築事務所（本店：可児市）

4 停止期間

令和5年6月15日から10月14日まで（4カ月）

5 参 考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が**別表第1**又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第1

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2週間以上4カ月以内